

発行所 株式会社FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

Fax :06-6209-8145

◆ 相続放棄と他の相続人の相続分

Q : 父が死亡しました。相続人は、兄と姉と私の3人ですが、家業を継いだ兄に私の分をあげようと思い、相続を放棄したいと思えます。私が相続を放棄したら、3分の2の財産を兄が取得できるでしょうか。

A : お兄さんとお姉さんで2分の1ずつの相続分となります。

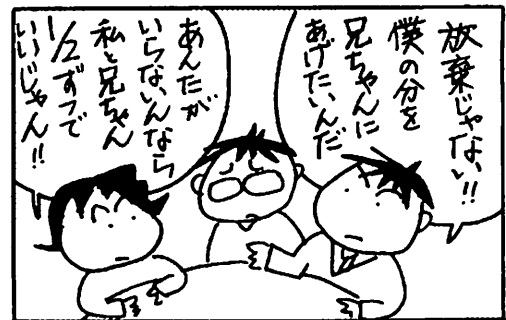
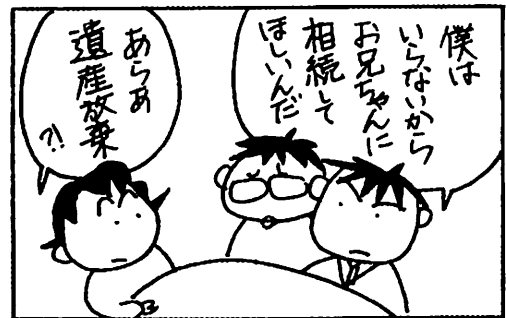
【解説】

相続の放棄をした者は、その相続に関して、初めから相続人とならなかったものとみなされます。したがって、血族の1人が相続を放棄すれば、他の同順位の血族相続人の相続分が増え、同順位の者がいなければ後順位の血族相続人が相続人となります。

自分の相続分を別の特定の相続人に譲るつもりで相続放棄をしても、必ずしも目当ての相続人に、うまく自分の相続分が回るとは限らないのです。

ご質問の場合、あなたが相続放棄をしたとしても、お姉さんが権利を主張すれば、お兄さんに3分の2の権利を取得させることはできません。あなたは初めから相続人ではなく、お兄さんとお姉さんの2人だけが相続人となりますから、同人らの相続分は2分の1となります。

お兄さんに3分の2の相続分を取得させるには、3人で遺産分割協議を行い、お姉さんに3分の1に相当する財産を、お兄さんに3分の2に相当する財産を、あなたには分与する財産をゼロとすることで協議を成立させるのがよいと思います。



KIMIYO・I